

職員各位

**ハラスメントは許しません！！**学校法人 北里研究所  
理事長 小林 弘祐

本法人は平成18年4月に「人権侵害防止宣言」を発表し、セクシュアルハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止体制を整え、防止活動に努めてきました。

周知のとおり平成29年1月1日に施行された「改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法」では、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策の措置が義務化されました。

職員におかれましては、ハラスメントの起こらない快適な職場を目指し、あらためて、下記記載事項の遵守に努めていただくことを要望します。

## 記

1. **職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、本法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。**

2. **本法人は、平成29年1月1日に施行された《妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント》を含むすべてのハラスメント行為を許しません。**

**<妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>**

- ①妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動、
- ②妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等、
- ③妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等、
- ④妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為、
- ⑤妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為

**<セクシュアルハラスメント>**

- ①性的な冗談、からかい、質問、②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示、③性的な噂の流布、
- ④身体への不必要な接触、⑤性的な言動により相手や周りの就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為、
- ⑥交際、性的な関係の強要、⑦性的な言動に対して拒否等を行った部下等に対する不利益取扱い

**<パワーハラスメント>**

- ①身体的な攻撃(暴行・傷害)、②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮蔑・ひどい暴言)、
- ③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)、
- ④過大な要求(業務上明らかに不要なことや、遂行上不可能なことの強制、仕事の妨害)、
- ⑤寡少な要求(業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない)、
- ⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入る)

3. **この方針の対象は、正規職員、派遣社員、臨時職員等、本法人において働いている方すべて、また、教育・研究・診療の現場で皆さんが関わりを持つすべての方を含みます。**妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性職員及び育児休業等の制度を利用する男女職員の上司及び同僚が行為者となります。また、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれます。職員一人ひとりが、相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

## 4. 相談窓口

本法人では人事部に人権侵害防止担当者を置いています。職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口は次の通りです。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。

相談窓口担当者は、各キャンパスに配置した約30人の相談員をご紹介します。速やかにお話をお聴きする手配をいたします。また、上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応、事案の対処をしています。

## 北里研究所人権侵害相談窓口

- ・担当部門 人事部（人権侵害防止担当）
- ・専用電話 0120-797-148（フリーダイヤル）
- ・専用メールアドレス [jinkenso@kitasato-u.ac.jp](mailto:jinkenso@kitasato-u.ac.jp)

## 5. 対処の方針

相談には公平に対応し、行為者がハラスメントを行った場合は、以下の内容を総合的に判断し、**就業規則第60条に従った懲戒処分**を行います。なお、**プライバシーを守って対応**しますので安心してご相談ください。

- ① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ② 当事者同士の関係（職員等）
- ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等

6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に**不利益な取扱い**は行いません。

7 詳細については、北里研究所ホームページをご覧ください。

## 【ホームページのご案内】

人権侵害（ハラスメント）防止への取り組み <https://www.kitasato.ac.jp/jp/about/activities/harassment.html>  
また、全教職員に人権侵害相談窓口等のご案内を掲載した「イエローカード」も配布しております。

以上